

建築確認申請等の手数料の改定のお知らせ

令和 7 年 4 月 1 日から、次の申請等に係る手数料が変わります。

1. 建築物の確認申請・中間検査・完了検査手数料(表1)
2. 建築物省エネ法の適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算額(表2)
3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(表3-1、表3-2、表3-3)
4. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料(表4)
5. 低炭素建築物新築等計画認定手数料(表5)

1. 建築物の確認申請・中間検査・完了検査手数料

建築基準法の改正により、建築確認における構造安全性等の審査項目が増えることから手数料を改定します。下線部の建築物の床面積の合計の区分及び手数料が変更になっています。

(表1) 建築物の確認申請・中間検査・完了検査手数料

建築物の床面積の合計	確認申請 計画通知 手数料	中間検査申請 中間工程終了通知 手数料	完了検査申請・完了通知手数料	
			中間検査あり	中間検査なし
30 ㎡以内	15,000 円	24,000 円	23,000 円	24,000 円
30 ㎡超 100 ㎡ 以内	28,000 円	28,000 円	29,000 円	30,000 円
100 ㎡超 200 ㎡ 以内	43,000 円	37,000 円	38,000 円	39,000 円
200 ㎡超 300 ㎡ 以内	48,000 円	42,000 円	42,000 円	44,000 円
300 ㎡超 500 ㎡ 以内	55,000 円	50,000 円	49,000 円	53,000 円
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	66,000 円	52,000 円	55,000 円	58,000 円
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	93,000 円	70,000 円	75,000 円	78,000 円
2,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	160,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	280,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円
10,000 ㎡超 30,000 ㎡以内	370,000 円	210,000 円	230,000 円	240,000 円
30,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	460,000 円	260,000 円	290,000 円	300,000 円
50,000 ㎡超	900,000 円	530,000 円	600,000 円	610,000 円

- ・ 表は、申請 1 件につき新築 1 棟の場合の手数料です。
- ・ 建築物省エネ適合性判定対象建築物の場合、建築物の完了検査申請の手数料に次ページ(表 2)の額が加算されます。(建築物省エネ法施行規則第 2 条に規定する省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為に係る建築物を除く。)
- ・ 複数棟や増築等、計画変更確認申請は手数料が異なりますので、お問い合わせください。

2. 建築物省エネ法の適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算額

建築物省エネ法の改正に伴い、原則、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられるため、省エネ適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算額に住宅部分の加算額を追加します。

下線部の建築用途、建築物の床面積の区分及び手数料が追加されています。

(表2) 建築物省エネ法の適合性判定を受けた建築物の完了検査手数料の加算額

建築物の用途		建築物の床面積の合計		手数料
一戸建ての住宅		二		14,000 円
一の建築物(二戸建ての住宅を除く)	住宅部分	300 m ² 未満		21,000 円
		300 m ² 以上	2,000 m ² 未満	35,000 円
		2,000 m ² 以上	5,000 m ² 未満	67,000 円
		5,000 m ² 以上		100,000 円
	非住宅部分	300 m ² 未満		19,000 円
		300 m ² 以上	1,000 m ² 未満	26,000 円
		1,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満	38,000 円
		2,000 m ² 以上	5,000 m ² 未満	95,000 円
		5,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満	140,000 円
		10,000 m ² 以上	25,000 m ² 未満	180,000 円
		25,000 m ² 以上		220,000 円

- ・ 手数料は、棟ごとに算定を行い合算したものとします。
- ・ 「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下、「省令」という。）第1条第2項に定めるものをいいます。
- ・ 「非住宅部分」とは、住宅部分以外の部分をいいます。
- ・ 増築又は改築をする場合は、増築又は改築部分の床面積となります。

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物省エネ法の改正に伴い、原則、全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。

下線部の建築用途、評価方法、建築物の床面積の区分及び手数料が追加されています。

(表3-1)建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(一戸建ての住宅)

建築物の用途	評価方法	建築物の床面積の合計		手数料
一戸建ての住宅	仕様基準		200㎡未満	17,000円
		200㎡以上		19,000円
	仕様・計算併用法		200㎡未満	25,000円
		200㎡以上		28,000円
	標準計算法(上記以外)		200㎡未満	34,000円
		200㎡以上		38,000円

(表3-2)建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(一戸建ての住宅以外)

建築物の用途		評価方法		建築物の床面積の合計		手数料	
一の建築物（一戸建ての住宅以外）	住宅部分	仕様基準			300㎡未満	33,000円	
				300㎡以上	2,000㎡未満	57,000円	
				2,000㎡以上	5,000㎡未満	100,000円	
				5,000㎡以上		160,000円	
		仕様・計算併用法			300㎡未満	51,000円	
				300㎡以上	2,000㎡未満	86,000円	
				2,000㎡以上	5,000㎡未満	150,000円	
				5,000㎡以上		220,000円	
		標準計算法(上記以外)			300㎡未満	69,000円	
				300㎡以上	2,000㎡未満	120,000円	
				2,000㎡以上	5,000㎡未満	200,000円	
				5,000㎡以上		280,000円	
	非住宅部分	モデル建物法		工場等（※）		300㎡未満	19,000円
					300㎡以上	1,000㎡未満	26,000円
					1,000㎡以上	2,000㎡未満	38,000円
					2,000㎡以上	5,000㎡未満	95,000円
					5,000㎡以上	10,000㎡未満	140,000円
					10,000㎡以上	25,000㎡未満	180,000円
					25,000㎡以上		220,000円
				工場等以外		300㎡未満	87,000円
					300㎡以上	1,000㎡未満	110,000円
					1,000㎡以上	2,000㎡未満	150,000円
					2,000㎡以上	5,000㎡未満	240,000円
					5,000㎡以上	10,000㎡未満	310,000円
					10,000㎡以上	25,000㎡未満	370,000円
					25,000㎡以上		440,000円

(次ページへ続く)

(表3-2・続き)建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(一戸建ての住宅以外)

建築物の用途		評価方法		建築物の床面積の合計		手数料
		標準入力法等 (モデル建物法以外)	工場等		300㎡未満	23,000円
				300㎡以上	1,000㎡未満	31,000円
				1,000㎡以上	2,000㎡未満	43,000円
				2,000㎡以上	5,000㎡未満	100,000円
				5,000㎡以上	10,000㎡未満	150,000円
				10,000㎡以上	25,000㎡未満	190,000円
				25,000㎡以上		230,000円
			工場等以外		300㎡未満	230,000円
				300㎡以上	1,000㎡未満	290,000円
				1,000㎡以上	2,000㎡未満	370,000円
				2,000㎡以上	5,000㎡未満	530,000円
				5,000㎡以上	10,000㎡未満	650,000円
				10,000㎡以上	25,000㎡未満	770,000円
				25,000㎡以上		870,000円

(表3-3)建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(他の建築物)

建築物の用途		建築物の床面積の合計		手数料
他の建築物	住宅部分		300㎡未満	9,400円
		300㎡以上	2,000㎡未満	20,000円
		2,000㎡以上	5,000㎡未満	45,000円
		5,000㎡以上		81,000円
	非住宅部分		300㎡未満	9,400円
		300㎡以上	1,000㎡未満	16,000円
		1,000㎡以上	2,000㎡未満	27,000円
		2,000㎡以上	5,000㎡未満	80,000円
		5,000㎡以上	10,000㎡未満	130,000円
		10,000㎡以上	25,000㎡未満	160,000円
		25,000㎡以上		200,000円

- ・ 申請手数料は、「住宅部分」及び「非住宅部分」の金額を合計します。
 - ・ 増築又は改築をする場合は、増築又は改築部分の床面積となります。
 - ・ 他の建築物とは、建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物をいいます。
 - ・ 計画の変更は、手数料が異なりますので、お問い合わせください。
- ※ 工場等とは、評価対象が照明設備のみである用途又は評価対象とならない部分が大半となる用途のもの
 例) ○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場 ○倉庫
 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 ○データセンタ 等

4. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

適合証を添えて申請する場合（認定申請のみ）の手数料に改定はありません。
下線部の評価方法、建築物の床面積の区分及び手数料が追加されています。

（表4）技術的審査を含めて認定する場合の手数料（技術的審査＋認定申請）

建築物の用途		評価方法	建築物の床面積の合計		手数料
一戸建ての住宅	誘導仕様基準		200㎡未満		17,000円
		200㎡以上			19,000円
	仕様・計算併用法		200㎡未満		25,000円
		200㎡以上			28,000円
	標準計算法(上記以外)		200㎡未満		34,000円
		200㎡以上			38,000円
一の建築物（一戸建ての住宅以外）	住宅部分	誘導仕様基準	300㎡未満		33,000円
			300㎡以上	2,000㎡未満	57,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	100,000円
			5,000㎡以上		160,000円
		仕様・計算併用法	300㎡未満		51,000円
			300㎡以上	2,000㎡未満	86,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	150,000円
			5,000㎡以上		220,000円
		標準計算法(上記以外)	300㎡未満		69,000円
			300㎡以上	2,000㎡未満	120,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	200,000円
			5,000㎡以上		280,000円
	非住宅部分	モデル建物法	300㎡未満		87,000円
			300㎡以上	1,000㎡未満	110,000円
			1,000㎡以上	2,000㎡未満	150,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	240,000円
			5,000㎡以上	10,000㎡未満	310,000円
			10,000㎡以上	25,000㎡未満	370,000円
			25,000㎡以上		440,000円
		標準入力法等 (モデル建物法以外)	300㎡未満		230,000円
			300㎡以上	1,000㎡未満	290,000円
			1,000㎡以上	2,000㎡未満	370,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	530,000円
			5,000㎡以上	10,000㎡未満	650,000円
			10,000㎡以上	25,000㎡未満	770,000円
			25,000㎡以上		870,000円

- ・ 手数料は「住宅部分」及び「非住宅部分」の金額を合計します。
- ・ 建築確認審査を合わせて申し出る場合は、建築確認審査事務相当手数料を認定申請手数料に加算します。
- ・ 変更認定申請は手数料が異なりますので、お問い合わせください。

5. 低炭素建築物新築等計画認定手数料

下線部の評価方法、建築物の床面積の区分及び手数料が追加されています。

適合証を添えて申請する場合（認定申請のみ）の手数料に改定はありません。

（表5）技術的審査を含めて認定する場合の手数料(技術的審査＋認定申請)

建築物の用途		評価方法	建築物の床面積の合計		手数料
一戸建ての住宅	誘導仕様基準		200㎡未満		17,000円
			200㎡以上		19,000円
	仕様・計算併用法		200㎡未満		25,000円
			200㎡以上		28,000円
	標準計算法(上記以外)		200㎡未満		34,000円
			200㎡以上		38,000円
一の建築物（二戸建ての住宅以外）	住宅部分	誘導仕様基準		300㎡未満	33,000円
			300㎡以上	2,000㎡未満	57,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	100,000円
			5,000㎡以上		160,000円
		仕様・計算併用法		300㎡未満	51,000円
			300㎡以上	2,000㎡未満	86,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	150,000円
			5,000㎡以上		220,000円
		準計算法(上記以外)		300㎡未満	69,000円
			300㎡以上	2,000㎡未満	120,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	200,000円
			5,000㎡以上		280,000円
	非住宅部分	モデル建物法		300㎡未満	87,000円
			300㎡以上	1,000㎡未満	110,000円
			1,000㎡以上	2,000㎡未満	150,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	240,000円
			5,000㎡以上	10,000㎡未満	310,000円
			10,000㎡以上	25,000㎡未満	370,000円
			25,000㎡以上		440,000円
		標準入力法等 (モデル建物法以外)		300㎡未満	230,000円
			300㎡以上	1,000㎡未満	290,000円
			1,000㎡以上	2,000㎡未満	370,000円
			2,000㎡以上	5,000㎡未満	530,000円
			5,000㎡以上	10,000㎡未満	650,000円
			10,000㎡以上	25,000㎡未満	770,000円
			25,000㎡以上		870,000円

- ・ 手数料は「住宅部分」及び「非住宅部分」の金額を合計します。
- ・ 建築確認審査を合わせて申し出る場合は、建築確認審査事務相当手数料を認定申請手数料に加算します。
- ・ 変更認定申請は手数料が異なりますので、お問い合わせください。

ご不明点等は下記までお問い合わせください。

平塚市まちづくり政策部建築指導課

直通電話：0463-21-9732(建築審査担当)